

令和5年6月30日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局・健康医療局

目 次

ページ

1 新たな総合計画の策定について..... 1

1 新たな総合計画の策定について

(1) 趣旨

- ・ 県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2012(平成24)年に、2025年を展望した「かながわグランドデザイン 基本構想」(以下「基本構想」という。)及び「実施計画」を策定し、「基本構想」の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて、様々な課題への対応を着実に進めてきた。
- ・ 2022(令和4)年度に「第3期実施計画」の計画期間終了にあたって、「基本構想」と「第3期実施計画」の点検を行った結果、超高齢社会や本格的な人口減少社会の到来など予測していた社会が現実のものとして訪れ始めていること、世界中に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化など、予測し得なかった事態にも直面し、神奈川をとりまく社会環境は大きく変化したことを確認した。
- ・ 今後、2040年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、神奈川の高齢者数と高齢化率は共にピークを迎え、さらには神奈川の総人口は900万人を下回り、これまで見据えてきた課題がより一層鮮明化していくことが予測される。将来の不確実性が高まる中、社会に潜在する課題をあらかじめ浮き彫りにしていくことが重要である。そのためにも、できる限り将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共有する必要がある。
- ・ こうしたことから、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025年よりもさらに先を見据えて「基本構想」を見直すとともに、政策を着実に実行するための新たな「実施計画」を策定するものとする。

(2) 経緯

- ・ 令和5年3月28日に「かながわグランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書」を公表した。
- ・ 令和5年4月17日に総合計画の策定等について、神奈川県総合計画審議会会長に諮問した。
- ・ 令和5年6月8日に開催した神奈川県総合計画審議会で、「新たな総合計画の策定基本方針(案)」(別紙)について審議し、了承された。

(3) 計画策定の基本的考え方

ア 「基本構想」の見直し

(7) 目標年次

「基本構想」が展望する目標年次は、2040年頃とする。

(4) 計画の内容

「基本構想」は、2040年の神奈川のめざす姿を示す「基本目標」及び、その実現に向けて県が取り組む「政策の基本方向」を中心に構成する。

イ 新たな「実施計画」の策定

(7) 目標年次

新たな「実施計画」の計画期間は、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間とする。

(4) 計画の内容

実施計画は「主要施策」及び「プロジェクト」を中心に構成する。実施計画には、数値目標を設定する。

(4) 計画策定の手法

計画の策定に当たっては、骨子、素案、案など策定の各段階で、総合計画審議会において審議いただくとともに、県議会へその内容を報告する。また、県民との意見交換の場も活用しながら、県民や市町村の意見、提言を幅広く聴取し、県民の目線を反映していく。その際、障がい者、子ども、外国人など意見表明に配慮が求められる方への対応に留意する。

(5) 今後の予定

令和5年7月	県民意見募集の実施
9月	第3回県議会定例会へ「基本構想 骨子」(案)、 「実施計画 骨子」(案)の報告
10月	県民意見募集の実施
12月	第3回県議会定例会へ「基本構想 素案」(案)、 「実施計画 素案」(案)の報告、県民意見募集の実施
令和6年2月	第1回県議会定例会へ「基本構想 議案」の提出、 「実施計画(案)」の報告
3月	「基本構想」及び「実施計画」の決定

<別添参考資料>

- ・参考資料 総合計画県民参加リーフレット「新たな総合計画の策定について」

新たな総合計画の策定基本方針（案）

1 趣 旨

県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2012(平成 24)年に「かながわグランドデザイン基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、神奈川の人口が減少に転じていることが予測される 2025 年を見据え、基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて、超高齢社会や将来到来する人口減少社会をはじめとする様々な課題への対応を着実に進めてきた。

そうした中、今日では、神奈川においても明らかに人口減少局面に入り、超高齢社会や本格的な人口減少社会の到来など予測していた社会が現実のものとして訪れ始めている。さらに、世界中に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化など、予測し得なかった事態にも直面し、神奈川をとりまく社会環境は大きく変化した。

今後、2040 年頃には団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となり、神奈川の高齢者数と高齢化率は共にピークを迎え、さらには神奈川の総人口は 900 万人を下回り、これまで見据えてきた課題がより一層鮮明化していくことが予測される。

未来の姿をつぶさに見通すことは難しくなっているが、想定し得ない事態が生じた場合でも、その影響を最小限に抑えることが求められる。例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、経済的困窮や社会的孤立などに陥るリスクが急速に顕在化し、より深刻な課題として再認識された。将来の不確実性が高まる中、これらのような社会に潜在する課題をあらかじめ浮き彫りにしていくことが重要である。そのためにも、できる限り将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共有する必要がある。

こうしたことから、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025 年よりもさらに先を見据えて「基本構想」を見直すとともに、政策を着実に実行するための新たな「実施計画」を策定するものとする。

2 計画策定の基本的考え方

(1) 計画の構成

新たな総合計画は、「基本構想」及び「実施計画」により構成する。

(2) 「基本構想」の見直し

ア 目標年次

「基本構想」が展望する目標年次は、2040 年頃とする。

イ 計画の内容

「基本構想」は、2040 年の神奈川のめざす姿を示す「基本目標」及び、その実現に向けて県が取り組む「政策の基本方向」を中心に構成する。

(ア) 基本目標

県政の基本理念を示すとともに、その基本理念の下で実現をめざす神奈川の将来像を示す。

(イ) 政策の基本方向

県の政策展開に当たって基本に据える視点を軸として構成する。

ウ 点検の結果を踏まえた課題

「かながわグランドデザイン第3期実施計画 点検報告書」（2023年3月）で取りまとめた点検結果を踏まえ、次の課題認識に基づき、検討を進める。

(7) 少子高齢社会、人口減少社会への対応

少子高齢化が進み、神奈川も人口減少局面に入ったものと考えられる中、くらしや経済活動を支えてきた社会のしくみや基盤の維持が困難となっていくため、子育て支援や人を呼び込む地域づくりなど人口減少を少しでも緩和するための取り組みや、将来の人口構造を踏まえた社会システムの再構築が求められている。こうしたことから、年齢、性別、国籍、障がいなどにかかわらず、誰もが多様な個性を発揮して、不安を抱えずにくらし、活躍できる環境づくりに注力することで、県民一人ひとりの持つ力が新たな可能性を生み出していき、質的に豊かな社会を形成する必要がある。

(イ) 予測が困難な時代への対応

新興感染症の再来や国際情勢の不安定化など、予測が難しく先の見えない時代にあって、あらかじめ社会に潜在する課題を浮き彫りにし、想定し得ない事態が生じた際の影響を最小限に抑えていくことが求められている。こうしたことから、NPOや地域、企業など多様な強みを持つ主体の力を結集し、多彩な人材が集まる神奈川ならではの支え合いによって課題を克服していく必要がある。

(ウ) 神奈川の特色を生かしたまちづくり

デジタル化、グローバル化など時代が激しく変動し、脱炭素化への対応も迫られる中、将来を見据えた「まち」の創造や社会のしくみの構築が求められている。県民のくらしに溶け込む自然環境や歴史・文化、地域産業など、神奈川の多彩な魅力に共感する多様な人々の気持ちを大切にしながら「まちづくり」のビジョンを県民と共につくり、また時代のニーズを的確にとらえた政策を共につくっていく必要がある。

(3) 新たな「実施計画」の策定

ア 計画期間

新たな「実施計画」の計画期間は、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間とする。

イ 計画の内容

実施計画は「主要施策」及び「プロジェクト」を中心に構成する。実施計画には、数値目標を設定する。

(7) 主要施策

県の政策の全体像を総合的・包括的に表す「主要施策」を示す。

(イ) プロジェクト

「主要施策」のうち、重点的に推進する施策を「プロジェクト」として示す。

ウ 点検の結果を踏まえた課題

「かながわグランドデザイン第3期実施計画 点検報告書」（2023年3月）で取りまとめた点検結果を踏まえ、次の課題認識に基づき、検討を進める。

- ・多様化・複雑化する課題に対応するため、分野横断的な視点で政策を取りまとめるとともに、多様な主体との協働・連携を図る必要がある。
- ・限られた財源や人材を有効に活用するため、政策目的への寄与度や、緊急性などの観点に留意しながら、施策を重点的に推進する必要がある。
- ・各地域の特性や課題の違いに留意しつつ、県民のニーズや期待度が高く、県民生活に直結する施策を着実に推進する必要がある。
- ・新たな経済的、社会的価値の創出を促進するため、これまでの考え方や発想にとらわれることなく、積極的な姿勢で政策を構築する必要がある。
- ・デジタル分野をはじめとする新たな技術を活用し、より適切な手法で事業を展開するとともに、業務の効率化を図り、持続可能な行政運営を実現する必要がある。

3 計画策定の手法

計画の策定に当たっては、骨子、素案、案など策定の各段階で、総合計画審議会において審議いただくとともに、県議会へその内容を報告する。また、県民との意見交換の場も活用しながら、県民や市町村の意見、提言を幅広く聴取し、県民の目線を反映していく。その際、障がい者、子ども、外国人など意見表明に配慮が求められる方への対応に留意する。

(1) 県民や市町村の意見の反映

計画の策定等に向けて、県民や市町村の意見、提言を幅広く聴取し、意見を反映するための対応は、次のとおりとする。

ア 県民参加

パブリック・コメントのほか、各局等の所管する各種審議会における意見の把握、関係団体等からの聴取など、様々な機会を活用し、幅広く県民の意見を聴取する。

イ 市町村参加

各種会議などの場を活用し、県の考え方を十分に説明するとともに、文書による意見照会など様々な機会を設け、幅広く市町村の意見を聴取する。

(2) 計画策定の体制

計画策定の作業を円滑に進めるための体制は、次のとおりとする。

ア 総合計画審議会

新たな総合計画の策定に関する基本的な事項は、総合計画審議会において調査・審議を行う。また、専門的な事項については、計画推進評価部会・計画策定専門部会において調査検討を行う。

イ 庁内の推進体制

基本的な事項等についての総合調整及び審議は、全庁横断的な議論の場である政策レビュー等において行う。また、連絡調整は企画調整会議等を通じて行い、策定等の作業は関係各局が連携して進め、政策局が全体を取りまとめる。

4 スケジュール

令和5年	6月～ 8月	第2回県議会定例会へ「基本方針」(案)の報告 県民意見募集の実施
令和6年	9月～ 1月	第3回県議会定例会へ「基本構想 骨子」(案)、 「実施計画 骨子」(案)の報告 県民意見募集の実施
		第3回県議会定例会へ「基本構想 素案」(案)、 「実施計画 素案」(案)の報告 県民意見募集の実施
	2月～ 3月	第1回県議会定例会へ「基本構想 議案」の提出、 「実施計画」(案)の報告
		「基本構想」及び「実施計画」の決定